

赤磐ロータリークラブ慶弔規定

(2012年8月改訂)

- | | |
|---|---|
| 1) 会員本人又はその配偶者の死去 | 50,000円と下記のいずれか1点
(花環一對・生花1基・果物籠1基) |
| 2) 会員の父母又は子女の死去 | 20,000円と下記のいずれか1点
(花環一對・生花1基・果物籠1基) |
| 3) 会員の配偶者の父母の死去 (※同居又は喪主の場合のみ) | 10,000円と下記のいずれか1点
(花環一對・生花1基・果物籠1基) |
| 4) 会員の祖父母、孫、兄弟姉妹の死去 (※同居又は喪主の場合のみ) | 10,000円と下記のいずれか1点
(花環一對・生花1基・果物籠1基) |
| 5) (3)(4)に該当する親族で、別居、又は喪主でない場合の死去 | 弔電のみ |
| 6) 会員本人又はその配偶者の入院 (2週間以上) | 10,000円 |
| 7) 会員の子供の誕生 | 20,000円 |
| 8) 会員の結婚 | 30,000円 |
| 9) 会員の子女の結婚 | 祝電 |
| 10) 会員夫人の誕生日 | 花束 |
| 11) 会員の会社(登録による)設立 | 10,000円 |
| 12) 会員の会社新築 (自宅を含む) | 30,000円 |
| 13) 会員の長寿の祝い | 還暦 (60才) 5,000円程度の品物
古希 (70才) 10,000円程度の品物
喜寿 (77才) 10,000円程度の品物
傘寿 (80才) 5,000円程度の品物
米寿 (88才) 20,000円程度の品物 |
| 14) 転勤、退職等の理由により退会する会員への記念品 | 10,000円程度の品物 |
| 15) 災害(風水害、火災等)見舞い | 20,000円 |
| 16) 褒章受賞者へのお祝い | 10,000円程度の品物 |
| 17) 本規定に定めていない場合でも特に理事会が必要と認められた時は、本規定の趣旨に準じて記念品等を贈呈することができる。 | |

- A) 上記規定に該当する慶弔のある時は速やかに自主申告をお願い致します。
- B) お祝い、見舞い、香典等に対するお返しは出来る範囲に於いて、クラブのスマイルBOXIにお願いします。
- C) 1)～4)に関しては会員全員に連絡、会長・幹事が告別式に参列、他の会員も出来るだけ参列することとする。
- D) 1)～4)に関して、家族葬等の場合は、全会員への連絡及び告別式への参列はせず、後日例会で報告。クラブからは、香典は贈らず、会員に希望を確認し、(花環一對・生花1基・果物籠1基)のいずれか1点と弔電を送る。
- E) ◆休日や夜間等の事務局不在時◆
- ・ 1)～5)の連絡について、会員はまず幹事に連絡を!
 - ・ 幹事に連絡がとれない場合は、会長に連絡し、連絡網に従って各会員は責任をもって次の会員に連絡する。
 - ・ 幹事(または会長)は慶弔規定に従い、香典・供物・弔電の手配をし、告別式に参列する。